# 第２章　多文化共生の現状と課題

## ２－１　国における多文化共生の現状

2012（平成 24）年末現在、我が国で生活する在留外国人数は約 203万８千人（総人口に占める割合 1.60%）となっています。

国の多文化共生の大きな流れ

**社会背景**
・バブル景気を迎え、労働力が不足し、製造業を中心に労働の担い手が必要だった

**1990（平成２）年「出入国管理及び難民認定法」の改正**

**主な改正内容**
・活動内容に制限はなく自由に就労できる在留資格「定住者（日系３世とその家族まで）」が定められた

**2006（平成 18）年　総務省「多文化共生推進プラン」策定**

・各市区町村で多文化共生の推進に関する指針・計画の策定を求めた

**社会背景**
・2008（平成 20）年秋以降の経済不況などの影響により、多くの外国人労働者が解雇された
・帰国により外国人登録者数※は減少したが、一方で日本での暮らしを続ける人も多数いた

**2009（平成 21）年　内閣府「定住外国人施策推進室」設置**

**2010（平成 22）年「日系定住外国人施策に関する基本指針」及び「行動計画」策定**

・基本的な考え方「日本語能力が不十分な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」に基づいて、国の体系的・総合的な方針とそれを実現するための施策をとりまとめた計画が策定された

**2012（平成 24）年「出入国管理及び難民認定法」、「住民基本台帳法」、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の改正**
**「外国人登録法」の廃止**

**主な改正内容**
・外国人住民は、外国人登録法に基づいて外国人登録をしていたが、出入国管理及び難民認定法等の改正、外国人登録法の廃止に伴い、日本人住民と同様に住民基本台帳の適用対象となった

**2012（平成 24）年　内閣官房「『外国人との共生社会』実現検討会議」設置**
**「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」とりまとめ**

※**外国人登録者数**とは、外国人登録法に基づいて外国人登録をしていた人の数。

## ２－２　愛知県における多文化共生の現状

2012（平成 24）年末現在、愛知県で生活する在留外国人数は約 19 万 2 千人（総人口に占める割合 2.59%）となっており、全国で３番目に在留外国人数が多い県です。

愛知県の多文化共生の大きな流れ

**社会背景**
・製造業が盛んである愛知県では、労働力として日系人を中心とした外国人住民が増加した

**2003（平成 15）年 「愛知県国際化推進プラン」の策定**
・「外国籍県民とともに生きる地域社会づくり」を目標の一つに位置づけた
・外国人県民を「生活者」として、ともに地域社会をつくっていく一員であるという視点から、様々な施策を推進した

**2004（平成 16）年 「多文化共生社会づくり推進共同宣言」（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）**
・多文化共生の実現を目指して、住民、NPO、企業、他の自治体等の協力を得ながら連携・協働して施策を進めることを宣言した

**2006（平成 18）年　愛知県「多文化共生推進室」を設置　多文化ソーシャルワーカー※の養成講座を開始**

**2007（平成 19）年　愛知県国際交流協会「愛知県多文化共生センター」を設置**

**2008（平成 20）年 「あいち多文化共生推進プラン」の策定**
・「多文化共生の意識づくり」「誰もが参加できる地域づくり」「外国人県民も暮らしやすい地域づくり」の３つの行動目標を基に、具体的かつ体系的な中期行動計画として策定した

**2008（平成 20）年　地元経済団体との協力により「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の制定（愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市）**
・外国人労働者の適正雇用と、日本社会への適応を促進するための呼びかけを行うこととし、その趣旨を憲章として取りまとめた

**2012（平成 24）年 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」の策定**
・「あいち多文化共生推進プラン２０１３－２０１７」を、社会情勢、外国人県民や多文化共生を取り巻く環境の変化を踏まえて改正した

※　**多文化ソーシャルワーカー**とは、外国人県民を支援するために、相談者本人や関係する第三者などに働きかけ、解決に向けて継続的に支援を行う、愛知県が養成・活用している人。

# ２－３　安城市における多文化共生の現状

## （１）安城市の外国人住民の推移

本市で生活する外国人登録者数※は増加傾向にあり、ピーク時の 2008（平成 20）年には 6,694 人（総人口に占める割合 3.75%）となりました。

2008（平成 20）年秋の世界同時不況や 2011（平成 23）年３月に起きた東日本大震災などの影響により、2013（平成 25）年末現在、ピーク時よりも約 1,300 人少ない、5,390 人（総人口に占める割合 2.93%）です。

図　安城市の外国人登録者数・在留外国人の推移

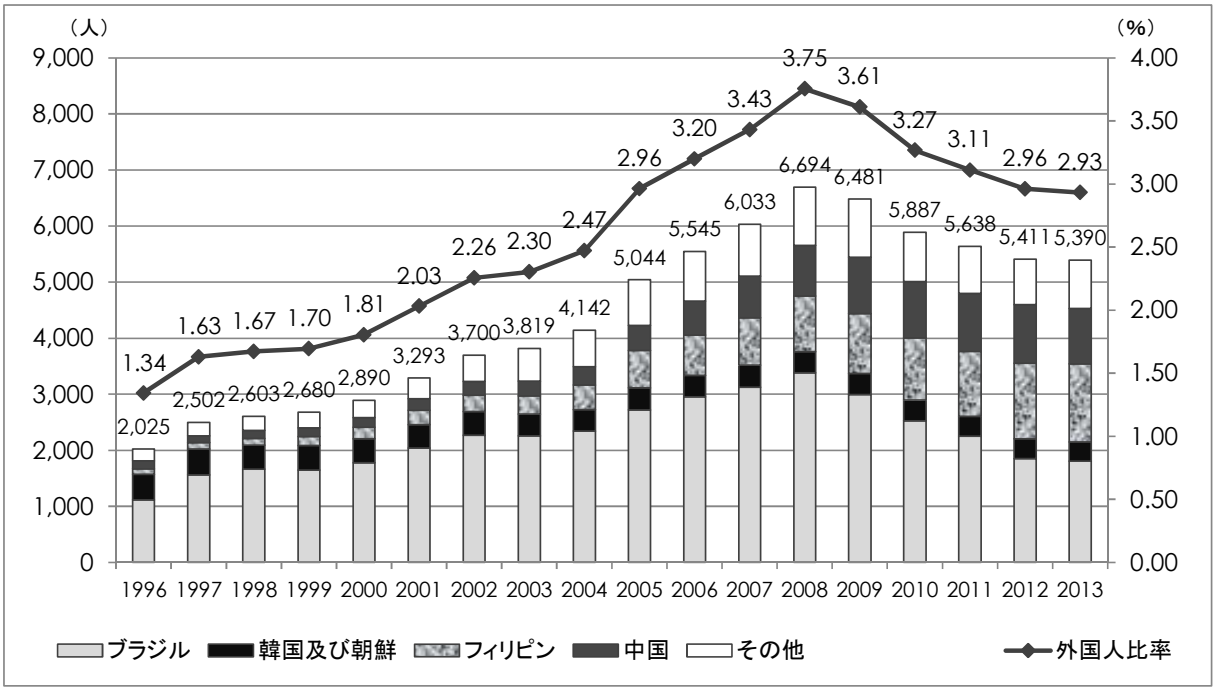


資料：市民課（各年末時点）

注）2011（平成 23）年末現在までの数字は外国人登録者数、2012（平成 24）年末以降の数字は在留外国人数

図　安城市の外国人登録者・在留外国人の年齢別推移

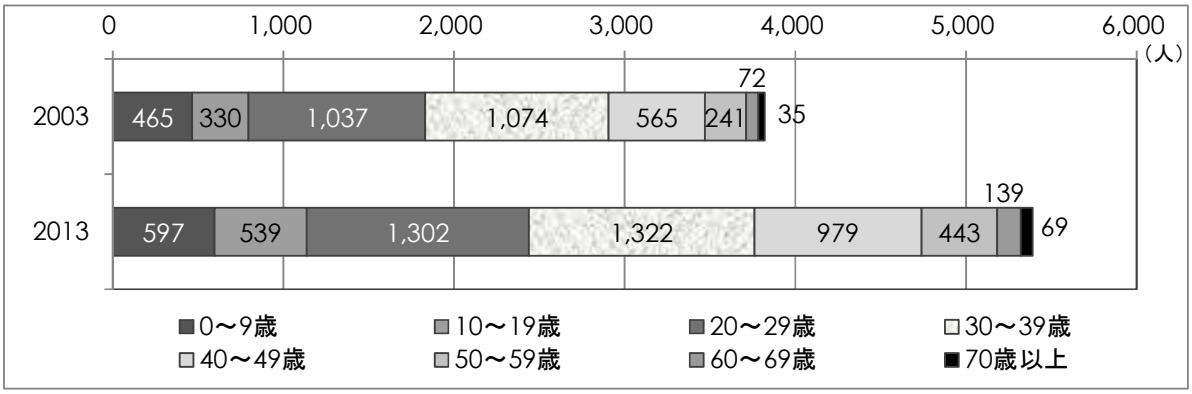


資料：市民課（各年末時点）

注）2011（平成 23）年末現在までの数字は外国人登録者数、2012（平成 24 年）末以降の数字は在留外国人数

## （２）安城市のこれまでの主な取組

本市では、多文化共生に関して、これまで下記のような取り組みを行ってきました。

| 分　野 | 内　容 |
|---|---|
| 多言語での<br>情報発信<br>日本語教育 | ○申請用紙及び通知文の多言語での案内 |
| | ○大人向けの日本語教室の開催 |
| | ○子ども向けの日本語教室の開催 |
| 利用しやすい<br>市役所づくり | ○市民課、市民協働課へのポルトガル語通訳者の常駐 |
| | ○窓口への指さし案内板の設置 |
| | ○多言語による庁舎内案内板の設置（ポルトガル語、英語） |
| | ○生活ガイドブックの作成<br>（ポルトガル語、英語、中国語、タガログ語） |
| | ○Anjo-info※の作成・配布<br>（ポルトガル語、英語、年４回） |
| | ○市勢要覧（ポルトガル語、英語）の作成 |
| 防災・環境など | ○地震防災マップの作成（ポルトガル語、英語、中国語） |
| | ○洪水ハザードマップの作成（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語） |
| | ○外国人住民のための防災講座の開催 |
| | ○ごみカレンダー、家庭ごみと資源の分け方・出し方　早わかりブック（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、タガログ語） |
| | ○ごみ袋の多言語案内（ポルトガル語、英語、スペイン語、中国語、韓国朝鮮語） |
| 学校教育 | ○各小中学校にポルトガル語・タガログ語の通訳者の巡回 |
| 外国人住民の<br>社会参画 | ○外国人住民との意見交換会の開催 |
| 安城市<br>国際交流協会 | ○安城市国際交流協会での各種事業（交流イベント、日本語教室、国際理解講座など） |

※　Anjo-info とは、外国人住民に生活や制度、規則等に関する情報を発信する多言語（英語及びポルトガル語）の情報誌。

## ２－４　安城市における多文化共生の課題

社会情勢や外国人住民を取り巻く環境の変化を踏まえ、策定委員会、アンケート調査、ヒアリング調査※1などの結果を整理すると、本市における多文化共生の課題は以下の９つです。

### 総合的な課題

#### 言語学習支援・情報提供

言葉の壁によるコミュニケーション不足を解消するため、外国人住民に対する日本語の学習機会の充実や、日本人住民へのやさしい日本語※2の普及が必要です。

また、日本語の理解が十分でない外国人住民のために、行政情報などの翻訳通訳の支援も求められています。

#### 生活ルールなどの学習

生活ルールやマナーに関する知識不足が招くトラブルを解消するため、日本人住民・外国人住民の多文化共生に対する意識の向上、日本人住民と外国人住民がともに生活ルールなどを学べる環境づくりが必要です。

### 分野別の課題

#### ライフステージに応じた課題への対応

外国人住民の滞在の長期化・永住化が進んでいる中、課題が生活全般にわたります。また、高齢化も進んでいることから、様々な生活場面、ライフステージに応じた課題への対応が求められています。

#### 災害時・緊急時の対応

日本語の理解が十分でなく、地震など自然災害を経験したことがない外国人住民が多い中、外国人住民に災害時・緊急時に届く情報提供が求められています。

また、外国人住民・日本人住民がともに災害に対応できる知識・能力を高め、支え合って互いの命を守っていく地域づくりを行っていくことが重要です。

#### 子育て・就学・教育支援

子育てや教育など、子どもの成長に関することはとても重要な課題です。特に、制度や習慣が異なる国で育った外国人保護者にとっては知らないことが多く、しっかりした情報提供や相談体制が求められています。

また、外国人住民の子どもやその保護者は日本語の理解が十分でないことが多く、学校での学習支援や、地域における日本語や日本社会に関する学習のサポートが必要となっています。

※１　**策定委員会、アンケート調査、ヒアリング調査**とは、Ｐ45 参照。
※２　**やさしい日本語**とは、普段使われている言葉を主に外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のこと。また、やさしい日本語は小さな子どもや高齢者、障害者などにも配慮したコミュニケーション方法の一つである。

## 意識の課題

### 多文化共生に関する学習・相互理解

多文化共生のまちづくりを進めていくために、外国人住民と日本人住民、双方の多文化共生に対する理解を高めていくことが求められています。

また、日常的に身近な場所で交流できるような環境づくりが必要です。

### 外国人住民の社会参画

外国人住民も地域社会の一員として活躍できるような地域づくりが求められています。

外国人住民が参画しやすい環境をつくるとともに、外国人住民同士のネットワークづくりも必要です。

## 場面別の課題

### 企業における多文化共生

外国人住民は企業で就労している人が多く、職場は外国人住民と接することができる重要な場面です。企業とともに多文化共生に取り組んでいくことが必要です。

また、外国人住民の就労支援や労働環境を守ることも大切です。

### 地域における多文化共生

外国人住民の町内会への加入率は低く、町内会について知らない人も多いです。一方で地域活動に参加したいと考えている外国人住民もいます。

生活している地域で、外国人住民と日本人住民とが支え合って暮らしていけるよう、地域とともに多文化共生に取り組んでいくことが必要です。